

実施方針及び要求水準書の修正(新旧対照表)

令和元年8月14付「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業」の実施方針を次のとおり修正する。

○実施方針

頁	項目名	修正前(8月14日)	修正後(9月13日)
14	2(5)二(ハ)①	1者の場合は、平成31・32年度国土交通省(海上保安庁を希望した者に限る。)一般競争参加資格審査において業種区分が「 <u>建築一式工事</u> 」の「A」等級に格付けされている者であること。2者以上の場合は、同業種区分が「 <u>建築一式工事</u> 」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であり、内1者は「A」等級に格付けされている者であること。	1者の場合は、平成31・32年度国土交通省(海上保安庁を希望した者に限る。)一般競争参加資格審査において業種区分が「 <u>建築工事業</u> 」の「A」等級に格付けされている者であること。2者以上の場合は、同業種区分が「 <u>建築工事業</u> 」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であり、内1者は「A」等級に格付けされている者であること。
14	2(5)二(ハ)④	1者の場合の当該者並びに2者以上の場合の内1者は、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次のi.からiii.に該当する建築物の <u>建築一式工事</u> の元請けとして施工した実績を有すること(一つの建物でi.からiii.の条件を満たす必要がある)。2者以上の場合の内1者を除くほかの者については、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次のi.及びiv.に該当する建築物の <u>建築一式工事</u> を元請として施工した実績を有すること(一つの建物でi.及びiv.の条件を満たす必要がある)。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。 i. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。 ii. 建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。 iii. 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。 iv. 地階を除く階数が3以上であること。	1者の場合の当該者並びに2者以上の場合の内1者は、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次のi.からiii.に該当する建築物の <u>建築工事業</u> の元請けとして施工した実績を有すること(一つの建物でi.からiii.の条件を満たす必要がある)。2者以上の場合の内1者を除くほかの者については、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次のi.及びiv.に該当する建築物の <u>建築工事業</u> を元請として施工した実績を有すること(一つの建物でi.及びiv.の条件を満たす必要がある)。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。 i. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。 ii. 建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。 iii. 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。 iv. 地階を除く階数が3以上であること。